

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成19年
11月13日
(火曜日)

目次

| | |
|-------------------------------|---|
| 規則 | 一 |
| 山口県病院事業財務規則の一部を改正する規則(医務保険課) | 一 |
| 山口県会計規則の一部を改正する規則(会計課) | 一 |
| 告示 | 一 |
| 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課) | 二 |
| 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課) | 二 |
| 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課) | 二 |
| 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課) | 三 |
| 解除予定保安林(下関市)(森林整備課) | 四 |
| 保安林予定森林(山口市)(森林整備課) | 四 |
| 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) | 五 |
| 道路の位置の指定(建築指導課) | 五 |
| 公告 | 五 |
| 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課) | 五 |
| 県営嘉年中期区ほ場整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課) | 六 |
| 開発行為に関する工事の完了(建築指導課) | 六 |
| 企業管理規程 | 六 |
| 山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程 | 六 |



山口県病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月十三日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第九十五号

山口県病院事業財務規則の一部を改正する規則

山口県病院事業財務規則(昭和四十三年山口県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条の見出し中「小切手」を「小切手等」に改め、同条第一項を次のように改める。

地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号。以下「政令」という。)(第二十一条の三第一項第一号の管理者が定める区域は、納入義務者が同号に規定する小切手等をもつて納付しようとする収入に係る病院の所在する市の区域とする。

第十九条第二項中「地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)」を「政令」に、「規定する小切手」を「掲げる証券」に、「一」を「いずれかに」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月十三日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第九十六号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第三条第三号」を「第三条第一号」に改める。

第三十五条の見出し中「小切手」を「証券」に改め、同条第一項中「小切手の支払地」を「区域」に、「当該小切手」を「同号に規定する小切手等」に改め、「特別区」の下に「の区域」を加え、同条第二項中「規定する小切手」を「掲げる証券」に改める。

第六十条第一項第三十二号中「郵便局」を「郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。)(の営業所

及び郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。）を営む郵便局（郵便局株式会社（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局をいう。）に改める。
 第七十二条の二第一項中、「郵便局」を「郵便事業株式会社」に改める。
 第七十九条第二項第一号中、「（郵便局を除く。）」を削る。
 第三百二十二条第二項第三号中、「郵便為替証書」を「郵便貯金銀行が発行する為替証書」に改める。
 第二百七条第三号中、「証券取引所」を「金融商品取引所」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条の規定による廃止前の郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）第二十条第一項に規定する郵便為替証書については、改正前の山口県会計規則第三百二十二条第二項第三号の規定は、なおその効力を有する。



山口県告示第五百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十九年十一月十三日

山口県知事 二井 関 成

| 名 医 | 療 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|------------|-----|-----------------|-----------|
| 武田医院 | | 周南市大字栗屋七九七の七 | 平成一九、七、二七 |
| 伯野耳鼻咽喉科医院 | | 山陽小野田市大字厚狭二五 | " " 三二 |
| 医療法人岡本歯科医院 | | 周南市本町一丁目九 | " " " |
| コスモ歯科クリニック | | 山陽小野田市大字厚狭四七八の一 | 六、三〇 |
| 新町薬局 | | 山口市小郡上郷三二七七 | 八、三一 |

城南薬局 熊毛郡田布施町大字宿井一〇二九 " " 一四

山口県告示第五百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年十一月十三日

山口県知事 二井 関 成

| 名 医 | 療 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|------------|-----|-------------------|-----------|
| 耳鼻咽喉科伯野医院 | | 山陽小野田市山川四五の二 | 平成一九、八、一 |
| 岡本歯科医院 | | 周南市本町一丁目九 | " " " |
| コスモ歯科クリニック | | 山陽小野田市大字厚狭四七八の一 | 七、" " |
| サンワ調剤薬局防府店 | | 防府市駅南町一四番二六号 | 九、" " |
| 宮本薬局 | | 柳井市柳井津三二八の三 | " " " |
| 竜王薬局 | | 山陽小野田市大字小野田三六七五の三 | " " " |

山口県告示第五百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成十九年十一月十三日

山口県知事 二井 関 成

| 氏名 | 施 術 者 の 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|------|-------------|---------------|-----------|
| 中村 剛 | なかむら鍼灸整骨院 | 山口市大内御堀一八四五の七 | 平成一九、九、一 |

山口県告示第五百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用す

る同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十九年十一月十三日

山口県知事 二井 関成

| 氏名又は名 称 | 居宅介護 事業者 住所又は主 たる事務所 の所在地 | 名 居宅介護 事業所 所在地 | 事業 種類 | 廃止年月日 |
|------------|---------------------------------------|-------------------------|-----------------------|---------------------------|
| 医療法人新生 | 岩国市多田三丁目一〇一の五 | ヘルパース テイションい しい | 岩国市多田三 丁目一〇一の 五 | 訪問介 護 平成一九、 八、三二 |
| 医療法人緑山 | 周南市大字 須々万本郷二 九の一 | 訪問看護ス テイションぶ れこ | 周南市大字 野下一一六一 の一 | 訪問看 護 " 七、" |

山口県告示第五百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年十一月十三日

山口県知事 二井 関成

| 氏名又は名 称 | 居宅介護 事業者 住所又は主 たる事務所 の所在地 | 名 居宅介護 事業所 所在地 | 事業 種類 | 廃止年月日 |
|------------|---------------------------------------|-------------------------|-----------------------|-----------------------------|
| 医療法人新生 | 岩国市多田三丁目一〇一の五 | ヘルパース テイションい しい | 岩国市多田三 丁目一〇一の 五 | 介護予 防訪問 平成一九、 八、三二 |
| 医療法人緑山 | 周南市大字 須々万本郷二 九の一 | 訪問看護ス テイションぶ れこ | 周南市大字 野下一一六一 の一 | 介護予 防訪問 " 七、" |

山口県告示第五百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年十一月十三日

山口県知事 二井 関成

| 氏名又は名 称 | 居宅介護 事業者 住所又は主 たる事務所 の所在地 | 名 居宅介護 事業所 所在地 | 事業 種類 | 指定年月日 |
|---------------|---------------------------------------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 合同会社エム アール | 宇部市大字小 串二四三の二 | あすなる介護 センター | 宇部市大字妻 崎開作二〇三 〇の一六 | 訪問介 護 平成一九、 八、一 |

| | | | | |
|-----------------------|--------------------------|-------------------------|--------------------------|-------------------------------------|
| 株式会社ピー ナス | " 今村南 二丁目一〇番 三六号 | 介護ピーナス 指定訪問介護 事業所 | 二丁目一〇番 三六号 | " 今村南 " 二丁目一〇番 " 三六号 |
| 株式会社きら らケアサービ ス | 岩国市錦見二 丁目一五番三 〇号 | さららケア サービス | 岩国市錦見二 丁目一五番三 〇号 | " 岩国市錦見二 " 丁目一五番三 " 〇号 |
| 株式会社ケー スリー | 宇部市東琴芝 一丁目四番一 七七一号 | ひばり薬局 | 宇部市東琴芝 一丁目四番一 七七一号 | 居宅療 養管理 平成一九、 " 〇、 " 〇、 |
| 山本光太郎 | " 大字妻 崎開作三二六 の二六 | やまもとクリ ニツク | " 大字妻 崎開作三二六 の二六 | 平成一九、 " 〇、 " 〇、 |
| 社会福祉法人 通津南和会 | 岩国市通津一 七二七の二九 七 | デイサービス のセンターつづ | 岩国市通津一 七二七の二九 七 | 通所介 護 平成一九、 八、 " 〇、 |

山口県告示第五百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年十一月十三日

山口県知事 二井 関成

| 氏名又は名 称 | 居宅介護 事業者 住所又は主 たる事務所 の所在地 | 名 居宅介護 事業所 所在地 | 事業 種類 | 指定年月日 |
|--------------|---------------------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------|
| 株式会社秋本薬 局 | 下関市赤間町七 番一七号 | 介護支援セン ター山陽 | 山陽小野田市大 字厚狭四六三の 一 | 平成一九、 四、 一 |

山口県告示第五百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年十一月十三日

山口県知事 二井 関成

| 氏名又は名 称 | 居宅介護 事業者 住所又は主 たる事務所 の所在地 | 名 居宅介護 事業所 所在地 | 事業 種類 | 指定年月日 |
|-------------|---------------------------------------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 介護予防事業 者 | 宇部市大字妻 崎開作二〇三 〇の一六 | あすなる介護 センター | 宇部市大字妻 崎開作二〇三 〇の一六 | 訪問介 護 平成一九、 八、一 |

| | | | | | | |
|-----------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------|-----------------------------------|-------------|---|
| 合同会社エム アール | 宇部市大字小 串二四三の二 | あすなる介護 センター | 宇部市大字妻 崎開作二〇三 の二六 | 介護予 訪問 | 平成一 九、八、 | — |
| 株式会社ピー ナス | 〃 今村南 二丁目一〇番 三六号 | 介護センター 指定訪問介護 事業所 | 〃 今村南 二丁目一〇番 三六号 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 株式会社コム スン | 東京都港区六 本木六丁目一 〇番一號 | 株式会社コム スン防府ケア センター | 防府市米町二 丁目二番二九 号 | 介護予 訪問 入浴介 護 | 平成一 四、八、 | 〃 |
| 医療法人仁心 会 | 宇部市昭和町 一丁目二番一 五号 | 仁心会訪問看 護ステーション 和み | 宇部市寿町三 丁目一番六 二号 | 介護予 訪問 看護 | 平成一 九、九、 | 〃 |
| 株式会社ケー スリー | 〃 東琴芝 一丁目四番一 七一號 | ひばり薬局 | 〃 東琴芝 一丁目四番一 七一號 | 介護予 訪問 療養管 理指導 | 平成一 〇、八、 | 〃 |
| 山本光太郎 | 〃 大字妻 崎開作三一六 の二六 | やまもとクリ ニツク | 〃 大字妻 崎開作三一六 の二六 | 〃 | 平成一 九、九、 | 〃 |
| ケアパート ナー株式会社 | 東京都港区港 南二丁目一六 番一號 | ケアパート ナー防府 | 防府市本橋町 一七番一六号 | 介護予 訪問 介護 | 平成一 八、四、 | 〃 |
| 社会福祉法人 通津南和会 | 岩国市通津一 七の二九 | デイサービス センターつづ の里 | 岩国市通津一 七の二九 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 医療法人丘病 院 | 山口市中原 町二番一四号 | 医療法人丘病 院 | 山口市中原 町二番一四号 | 介護予 訪問 リハビリ センター シヨーン | 平成一 四、九、 | 〃 |

山口県告示第五百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成十九年十一月十三日

- 一 解除予定保安林の所在場所
下関市豊北町大字阿川字岳山一七四の三五
- 二 保安林として指定された目的

山口県知事 二井 関 成

- 三 解除の理由
土砂の流出の防備及び公衆の保健
無線施設用地とするため

山口県告示第五百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成十九年十一月十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 保安林予定森林の所在場所
山口市徳地三谷字陰地九一六・九一七・字上長浴九一八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、九一九から九二一まで、字長浴一三六四の一、一三六五、一九五七、一九五八、一九五九（次の図に示す部分に限る。）、一九六〇、一九六一の一、一九六一の二、一九六二、一九六三（次の図に示す部分に限る。）、一九六四、徳地野谷字四氏一〇五五第六、一〇八七から一〇八九まで、字下祖父一〇九〇の一、一〇九〇の二、一〇九一から一〇九三まで、一〇九四の一、一〇九四の二、一〇九五、一〇九六、一〇九七の一、一〇九七の三、一〇九八の一、一〇九八の三、一〇九九の一、一〇九九の三、一一〇〇、一一〇一の一、一一〇一の三、一一〇二、一一〇三の一、一一〇三の三、一一〇四の一、一一〇四の三、一一〇五の一、一一〇五の三、一一〇六の一、一一〇六の三、一一〇七の一、一一〇七の三、一一〇八から一一一六まで、一一一七の一、一一一七の三、一一一八、一一一九の一、一一一九の三、一一二〇の一、一一二〇の三、字上祖父一一二一
- 二 指定の目的
水源のかん養
- 三 指定施設要件
（一）立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
山口市徳地三谷字陰地九一七・字上長浴九一八・九二一・徳地野谷字下祖父一
一〇・一一四・一一五・一一七の二・一一九の一・一一二〇の一（以
上九筆について次の図に示す部分に限る。）
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済部林業振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第五百七十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三條第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成十九年十一月十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 区域の名称
梅ヶ尻地区
- 二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を海岸線に沿って結んだ線に囲まれた区域

| | | | | | | | | | | | |
|---|-----|----|-----|-----|----|----|-----|------|------|------|----|
| 郡 | 熊毛郡 | 町名 | 平生町 | 大字名 | 尾国 | 字名 | 梅ヶ尻 | 地番 | 二〇の四 | 標柱番号 | 一号 |
| | " | " | " | " | " | " | " | 二〇の四 | 二〇の四 | 二号 | |
| | " | " | " | " | " | " | " | 二〇の四 | 二〇の四 | 三号 | |
| | " | " | " | " | " | " | " | 二〇の四 | 二〇の四 | 四号 | |

山口県告示第五百七十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第一百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十九年十一月十三日

山口県知事 二井 関成

| 地名及び番地 | 幅(メートル) | 延(メートル) | 道路の敷地となる土地の面積(平方メートル) |
|--|---------|---------|-----------------------|
| 下松市大字末武上字高木一〇七の一 | 五・〇 | 二二・二 | 一〇三・二〇 |
| 下松市大字末武中字貸山四〇の二三、四〇の二六、四〇の三一及び四一の一〇から四一の一〇まで | 五・〇~六・〇 | 四二・四 | 三〇六・二五 |
| 下松市清瀬町二丁目二五九の四、二五九の五、二六七の一〇及び二六七の一 | 六・〇~七・四 | 一〇七・五 | 七三九・一〇 |



(五五四) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十九年十一月十三日から平成二十年三月十三日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済部商工振興課及び山口市小郡総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十一月十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 新山口新幹線名店街
- 所在地 山口市小郡下郷一三五七の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 名称 住 所 代表者の氏名
- 中国S.C.開発株式会社 広島市南区松原町一番二号 伊藤 勝彦
- 三 変更に係る事項の概要

| 変更に係る事項 | 変更前 | 変更後 |
|---------|-----|-----|
| | | |

大規模小売店舗において小売業
を行う者の氏名又は名称

有限会社 Safety
ods Service Fo

四 届出年月日

平成十九年十月三十一日

五 変更年月日

平成十九年九月三十日

(五五五) 県営嘉年中地区ほ場整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、
県営嘉年中地区ほ場整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する
同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年十一月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営嘉年中地区ほ場整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十一月十四日から同年十二月三日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(五五六) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十九年十一月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字末武上字宮ノ首及びび字林

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

周南市江口一丁目一番一号

周南システム産業株式会社



山口県企業管理規程第十二号

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成十九年十一月十三日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局財務規程(昭和四十年山口県企業管理規程第七号)の一部を次のように
改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 この規程(別表を除く。)において「現金」とは、通貨並びに小切手及び郵政民營
化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行(以下単に
「郵便貯金銀行」という。)が発行する為替証書その他の通貨に代わるべき証券類を
いう。

第十五条及び第十六条を次のように改める。

第十五条及び第十六条 削除

第二十六条の見出し中「小切手」を「小切手等」に改め、同条第一項中「規定によ
り」及び「小切手の支払地の」を削り、同条第二項中「規定する小切手」を「掲げる証
券」に、「一」を「いずれかに」に改める。

第三十七条第一項第十三号中「郵便局」を「郵便貯金銀行の営業所及び郵便貯金銀行
を所屬銀行とする銀行代理業(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第十四項
に規定する銀行代理業をいう。)(を営む郵便局(郵便局株式会社法(平成十七年法律第
百号)第一条第二項に規定する郵便局をいう。))」に改める。

別表の電気事業勘定科目表資産勘定の部固定資産の表中

「証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条に規定する有価証券で投資の目的をもちて所有するもの」を
「証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条に規定する有価証券で投資の目的をもちて所有するもの」に改

め、同部流動資産の表中
「現金、当座預金、小切手、郵便為替証書、郵便旅費貯金証書等」を
「現金、当座預金、小切手、郵便為替証書、郵便旅費貯金証書等」に改

「現金、当座預金、支払期限の到来した
公社債の利札、小切手、郵便貯金銀行
が発行する為替証書及び振替払出証書
等」
「改め、回表の工業用水道事業勘定科目表資産
」

勘定の留付は算定の表中「証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条」を「金融商品取
引法第2条第1項及び第2項」に改め、回表は算定の表中

「現金、当座預金、支払期限の到来した
公社債の利札、小切手、郵便為替証
書、郵便振替貯金証書等」
「改め、回表の工業用水道事業勘定科目表資産
」

め。

附 則

この管理規程は、平成十九年十一月十三日から施行する。

平成十九年十一月十三日印刷
發行

發行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)